

## 高崎市重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱

（趣旨）

第1条 下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者又はその障害者と世帯を同一にする者（以下「障害者等」という。）が、住宅設備を障害者の生活に適するように改造する場合、当該障害者等に対し、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする工事は、次の各号のいずれにも該当する障害者のために行う新築及び増築を除く浴室、便所、玄関若しくは台所の改修工事又は市長が特に必要と認めた工事（以下「住宅改造工事」という。）で、当該年度内に工事を開始し、完了するものとする。

- （1）本市に居住する者
- （2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号により、次のいずれかに該当する者
  - ア 下肢の障害者で1、2級の者
  - イ 体幹の障害者で1、2級の者
  - ウ 下肢及び体幹の重複障害者で1、2級の者
  - エ 視覚の障害者で1級の者
  - オ 上肢の障害者で1、2級の者（ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者）
- （4）その属する世帯の世帯員の当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。）

ただし、当該年度の市町村民税額が確定していないときは、前年度の市町村民税所得割額とする。

（他制度との関係）

第3条 介護保険の居宅介護（支援）住宅改修費又は重度障害児（者）に対する日常生活用具給付等事業の居宅生活動作補助用具（住宅改修）の給付対象となる工事については補助対象としない。ただし、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改造経費がかかる場合については、この限りでない。

なお、補助対象となる改造工事について、本事業による補助金と高齢者住宅改造費補助事業による助成金の両方の交付を受けることはできない。

（補助額）

第4条 補助額は、前2条の規定により補助対象となる住宅改造工事の経費（前条第1項ただし書の規定に該当するときは、同項ただし書に規定する介護保険又は日常生活用具の給付による給付額を超える改造経費の当該超える部分の額）の6分の5に相当する額と

する。ただし、補助額は、500,000円を上限とする。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 同意書
- (4) 図面 (改造前・改造後)
- (5) 写真 (改造箇所)
- (6) その他参考となる書類

(専門機関の意見)

第6条 市長は、補助を受けようとする改造工事が、障害に適した内容であるかどうかについて、群馬県心身障害者福祉センター所長の意見を求めるものとする。ただし、市において群馬県心身障害者福祉センター (以下「センター」という。) と同等の専門的知識及び技術を有する者の意見を求めることができる場合は、その者の意見をもってこれに代えることができる。

2 前条の規定による申請をした者は、前項の意見を求めるためのセンター又はセンターと同等の専門的知識及び技術を有する者の調査に応じなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を前条の規定を含めて審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の回数)

第8条 この要綱による補助金の交付は、原則として障害者1人につき1回とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、住宅改造工事の完了後、速やかに次の書類を添えて、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 図面 (改造前、改造後)
- (2) 写真 (改造箇所)
- (3) 領収書の写し
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により報告書等の提出があったときは、センター又はセンターと同等の専門的知識及び技術を有する者の意見を求めた上、当該報告書等の審査、現地調査等によりその内容を確認し、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の意見を求めるためのセンター又はセンターと

同等の専門的知識及び技術を有する者の調査に応じなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 高崎市補助金等交付規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。